

日本商品委託者保護基金の業務及び会費について

平成 29 年 2 月 20 日

日本商品委託者保護基金

I 日本商品委託者保護基金の業務

委託者保護基金（以下「基金」という。）の業務は、委託者債権の保護を目的として、商品先物取引法に基づき行われる（関係条文は添付資料 1 参照）。

（注）同法の関係部分は、平成 15 年 12 月 24 日に開催された第 7 回産業構造審議会商品取引所分科会において、「商品先物市場制度の改革について（中間報告）」として取り纏められた内容に沿って法制化された。（添付資料 2 参照）

基金の業務は、日常業務と弁済業務とから成る。

日常業務の実施として、基金は、その会員である商品先物取引業者（以下「会員」という。）について、その財務の監視を行うとともに、委託者資産の分離保管義務の履行状況を監督する。

基金の弁済業務は、会員の破綻が発生した場合などに行われる。多くの場合、当該会員の財産は一般債権者による差押えのリスクにさらされるので、分離保管財産及びそれから生じる委託者への弁済資金を、破綻した会員に取り扱わせることは適当でない。

したがって、分離保管財産をめぐる一般債権者との競合を避けるため、競合がないことが明らかな場合を除き、基金が会員に代わって委託者への弁済手続を行う。弁済手続を実施するため、基金には、分離保管財産から資金を回収して委託者債権の弁済支払に充てる権限が与えられている。

この場合、もし分離保管からの回収資金が委託者債権額に満たないとき、一般委託者には、1 人当たり 1 千万円の範囲内でその不足額を回復する一般委託者支払が発動される。この手続は、分離保管財産による弁済に併せて、基金により実施される。ただし、2005 年に基金が発足して以来、一般委託者支払が行われた案件はない。

（2-(4) の注 1 を参照）

このように、基金は、その通常業務及び弁済業務において、一般委託者支払の対象のみならずその対象外の委託者をも含め、会員のすべての委託者の利益の保護のため活動している。

基金の業務の流れは、下記のとおりである。

1. 通常業務

(1) 会員財務の監視・監査業務

基金は、会員から提出される月次報告書等を調査分析することにより会員の財務等経営内容の監視を行うとともに、必要に応じ立入監査を行う。

(2) 会員の分離保管義務の履行状況の監視

基金は、CFEF方式により毎営業日に会員から提出される調書の調査分析により保全対象財産及び保全措置状況の監視を行うとともに、必要に応じ立入監査を行う。

(注) CFEFは、日次報告用に基金が独自に開発した電子情報処理システムであり、清算機構にその利用を認めている。

分離保管保全措置は、下記の4方式のうち1つ又は複数の組合せによって行わなければならない。

- ① 基金預託
- ② 信託
- ③ 金融機関保証
- ④ 基金代位弁済

(注1) 基金代位弁済の財源は、基金の代位弁済積立金で、現在の残高は40億円である。

(注2) 会員ごとの契約額は、その委託者純債務額を考慮し、1社当たり15億円の範囲内で代位弁済契約により定められる。現在の総契約額は61億5千万円である。

(3) 基金預託の受入れ及び管理業務

基金は、会員の分離保管措置の1つとして、清算機構のシステムの共同利用により、基金預託の受入れ及び払出しを行う。

2. 弁済業務

(1) 弁済案件の分類

会員が破産、取引所における支払不能、業務廃止など所定の状態に陥った場合、基金はその案件を、会員の弁済難易度に応じ、次の3種類のうちの1つに分類する。

(a) 自主弁済案件

会員が十分な資産（一般債権者との競合がないもの）を保有し、それにより自主的に委託者債権を完済することが可能な案件。この場合、会員の自己資産と分離保管財産（金融機関保証及び基金代位弁済を除く。）を弁済に充てることができる。

(b) 分離保管弁済案件

会員の分離保管財産（金融機関保証及び基金代位弁済を含む。）のみで委託者債権の完済が可能な案件。

(c) 弁済困難案件

会員の分離保管財産（金融機関保証及び基金代位弁済を含む。）のみでは委託者債権の完済ができず、一般委託者支払が必要な案件

(2) 自主弁済案件の取扱い

基金は、会員の弁済計画を承認し、その会員への自主的弁済の監視を行う。

(3) 分離保管弁済案件の取扱い

基金は、分離保管財産から資金を回収し、会員に代わって委託者債権の弁済を行う。この弁済により委託者債権の全部がカバーされ、一般委託者か否かにかかわらず、すべての委託者が全額の弁済を受けることになる。

(注) 委託者債権額 1 億円の大口委託者に対し、基金代位弁済による分離保管弁済で全額を支払った実績がある。したがって基金代位弁済は、大口委託者、海外委託者など一般委託者以外の委託者にとって有利な制度といえる。

(4) 弁済困難案件の取扱い

基金は、分離保管財産から資金を回収し、会員に代わって委託者債権の弁済を行う。

このケースは弁済困難案件であるから、この手続による弁済率は 100% に達しない。このため、基金は、委託者債権額に比例して一定の比率で分離保管財産による弁済支払を行う。

しかし、この案件に一般委託者が巻き込まれている場合には、その委託者は、分離保管財産による弁済支払では回復されない委託者債権について、1 人当たり 1000 万円を上限とする一般委託者支払を受けることができる。

基金はこのように、一般委託者とそれ以外の委託者とを識別して、それぞれに対し計算された額の支払を行う。

(注 1) 一般委託者とは、商品先物取引法により、商品先物取引業者の日本国内の事務所の顧客で、当該商品先物取引業者に取引所における取引の委託を行った者と定義される。

ただし、金融商品取引法に定める適格機関投資家は、一般委託者から除外されるところ、10 億円以上の有価証券を保有する個人及び法人は、適格機関投資家とされている。

(注 2) 一般委託者支払の財源は、基金が管理する委託者保護資金で、現在の残高は、98 億 5 千万円である。

Ⅱ 基金による会費・負担金の徴収

1. 会費

基金は、その通常業務及び弁済業務等を遂行する費用に充てるため、会員より毎年度、会費（定額会費、及び取引枚数に応じた定率会費）を徴収している。

会費の徴収に当たって、会員の委託者の属性による区別はしていない。これは、基金はその業務を、一般委託者のみならず一般委託者以外も含めたすべての委託者の利益のために行っているからである。

2. 負担金

基金は、一般委託者支払財源である委託者保護資金の残高が造成水準である98億円を割り込んだ場合、これを4年以内に回復するため、会員から負担金を徴収する（添付資料3参照）。

負担金は、次の基準で課せられる。

- (a) 造成必要額の10%は、各会員の定額
- (b) 造成必要額の20%は、各会員の営業収益に比例
- (c) 造成必要額の20%は、各会員の建玉委託者数に比例
- (d) 造成必要額の50%は、各会員の取引枚数に比例

（注1）本方式が採用されたのは2012年2月からであり、それ以前は、現行の定率会費徴収方式と同様に、取引枚数に応じた定率で定められていた。しかし、一般委託者支払の対象外の者の取引について一般委託者の取引と同じ扱いをすることに問題があるという意見を反映して、現行のように変更された。

（注2）基金が設立されて以来、負担金は徴収されていない。